

一般社団法人カウンセラーズ・オフィス とも

定 款

社員総会の変更記載済（2026 年 6 月 21 日）

第1章 総 則

（名称）

第1条 この法人は、一般社団法人カウンセラーズ・オフィスともと称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都武蔵野市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

（目的）

第3条 この法人は、あらゆる人々に対して、男女共同参画及び人権に関する意識啓発事業、各種相談支援事業、援助に関わる人々の養成・教育・ネットワーク形成事業、出版広報活動を行い、人々の安全と福祉、心身の健康の回復・維持・増進を図ることで、あらゆる人々の基本的人権の確立及び地位向上に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は前条の目的に資するため、次の事業を行う。

（1）心身の健康の回復・維持・増進に資する相談事業、教育支援事業

（2）男女共同参画社会の形成の促進を図る意識啓発

教育事業、援助者のための教育訓練研修事業、支援に関わる者への情報提供、ネットワーク形成などの支援事業

（3）人権の擁護、男女共同参画に関わる調査研究事業

（4）上記活動に関する出版広報事業

（5）その他、目的を達成するために必要な事業

（公告）

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

（機関）

第6条 この法人は理事会及び監事を置く。

（特別利益の禁止）

第7条 この法人は、この法人に財産の贈与もしくは遺贈をする者、この法人の役員もしくは社員又はこれらの親族等に対し、金銭の貸付、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

第2章 社 員

（法人の構成員）

第8条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

（社員の資格取得）

第9条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申し込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第10条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は、社員になったとき及び毎年1回、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

（任意退社）

第11条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、いつでも任意に退社することができる。ただし、1か月以上前にこの法人に対して予告をするものとする。

（除名）

第12条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

（1）この定款その他の規則に違反したとき。

（2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（3）その他除名すべき正当な事由があるとき。

（社員資格の喪失）

第13条 前条の場合のほか、社員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（1）第10条の支払い義務を2年以上履行しなかつ

たとき。

（２）総社員が同意したとき。

（３）当該社員が死亡し又は解散したとき。

第３章 社員総会

（構成）

第１４条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

（権限）

第１５条 社員総会は、次の事項について決議する。

１ 社員の除名

２ 理事及び監事の選任及び解任

３ 理事及び監事の報酬等の額

４ 計算書類等の承認

５ 定款の変更

６ 解散

７ その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第１６条 定時社員総会は毎事業年度の終了後３か月以内に１回開催し、臨時社員総会は、随時必要に応じて開催する。

（招集）

第１７条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除

き、その招集手続きを省略することができる。

２ 総社員の議決権の１０分の１以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会招集の請求をすることができる。

（議長）

第１８条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員のなかから選出する。

（議決権）

第１９条 社員総会における議決権は、社員１名につき１個とする。

（決議）

第２０条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによる。

２ 前項の規定にかかわらず、次の決議は総社員の半数以上であって、総社員の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（１）社員の除名

（２）監事の解任

（３）定款の変更

（４）解散

（５）その他法令で定められた事項

（代理）

第２１条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の社員を代理人として議決権の行使をすることができる。

（議事録）

第２２条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

２ 議長及び出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名もしくは記名押印又は電子署名をする。

第４章 役員

（役員の設置）

第２３条 この法人に、次の役員を置く。

（１）理事 ３名以上

（２）監事 １名以上

２ 理事のうち、２名を代表理事とする。

３ 理事のうち、１名以上を業務執行理事とすることができる。

（役員の選任）

第２４条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

２ 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事のなかから選定する。

３ 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

４ 理事のうち、それぞれの理事について、その配偶者又は３親等以内の親族、その他法人税法施行規則第２条の２第１項に定める特殊の関係にある者の合計

数は理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

（理事の職務及び権限）

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

（監事の職務及び権限）

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第23条に定める員数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第28条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第29条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

（取引の制限）

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

（1）自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

（2）自己又は第三者のためにするこの法人との取引

（3）この法人がその理事の債務を保証すること、その他その理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（責任の一部免除又は限定）

第31条 この法人は、役員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）

第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除し

て得た額を限度として免除することができる。

第5章 理事会

（構成）

第32条 この法人に理事会を置く。

2 理事会はすべての理事をもって構成する。

（権限）

第33条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の職務を行う。

（1）この法人の業務執行の決定

（2）理事の職務の執行の監督

（3）代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

（招集）

第34条 理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき、又は代表理事に事故があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序で、他の理事が招集する。

（決議）

第35条 理事会の決議は、決議に加わることでできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、この法人は、一般法人法第96条の要件を満たすときは、理事の提案に係る決議事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 3 6 条

理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名もしくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

第 6 章 基 金

(基金の拠出)

第 3 7 条 この法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の募集等)

第 3 8 条 基金の募集、割当て及び払込みの手續については、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める基金取扱規定によるものとする。

(基金の拠出者の権利)

第 3 9 条 基金の拠出者は、前条の基金取扱規定に定める日までその返還を請求することができない。

(基金の返還の手續)

第 4 0 条 基金の返還は、定時社員総会の決議に基づき、一般法人法第 1 4 1 条第 2 項の定める限度額の範囲内で行うものとする。

(代替基金の積み立て)

第 4 1 条 基金の返還を行うときは、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 4 2 条 この法人の事業年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(事業報告及び決算)

第 4 3 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号及び第 3 号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益決算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間、従たる事務所に 3 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 4 4 条 この定款は社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 4 5 条 この法人は社員総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 4 6 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は剰余金の分配を行わない。

第 9 章 附 則

(最初の事業年度)

第 4 7 条 この法人の最初の事業年度は、この法人の成立の日から 2 0 2 4 年 6 月 3 0 日までとする。

(設立時役員等)

第 4 8 条 この法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 栗田 ゆみ

設立時理事 石垣 真理子

設立時理事 豊田 英子

設立時理事 中村 朋子

設立時理事 花崎 晶

設立時理事 松崎 恵美子

設立時監事 井村 喜代恵

2 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

(設立時社員の氏名及び住所)

第 4 9 条 この法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。(以下省略)